· 内閣提出法律案 (四件)

6 6		5 4		2 8			2 7 %		号番	
法律案とおいて、おを改正するとは、				一部を改正する法律案事業の集積の促進に関する法律の地域産業の高度化に寄与する特定			に関する法律案工業所有権に関する手続等の特例		件名	
. "		"		"			衆		院議先	
五、二四		四 一 九		ш, 110			11, 110		月提日出	
五、二四		六、一四		三、110			11、四、二届		委員会付託	参
可決	大、11.1	可決	六、一九	可決		六、一四	可決	六、五	委員会議決	讒
可決	- 大、ニニ	一 決	<u>ル</u>	八可決		六、一五	可決	六、七	本会議職決	院
五二四	五、二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		Ξ΄. 10			11, 110		委員会付託	衆	
可決	六、 - 三	修正	六. - ニ	可決	-	五、二五	可決	四、二五五	委員会議決	護
可決	六、一四	修正	六、 一 四	可決		五、二九	可決	二、	本会機議決	院
										備考
									L	_

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案(閣法第二

要旨

七号)

本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、本法律案は、最近の技術水準の飛躍的な向上等を背景に、

一、電子情報処理組織による手続等の導入

なるものの、今後とも存続させることとする。続については、電子情報化のための補充的措置が必要ととができるようにする。また、書面の提出により行う手とができるようにする。また、書面の提出により行うこや許出願等の手続をする者は、電子情報処理組織(い

二、磁気ディスクによる公報の発行

オンラインを活用できるようにする。

さらに、特許庁が行う処分、通知、閲覧等についても

て発行できるものとする。特許公報または実用新案公報は、磁気ディスクをもっ

一、手数料等の予納制度の導入

納付に充てることができるものとする。ら、手続の都度、所要の金額を引き落とし、手数料等の特許出願人等があらかじめ納めた手数料等の見込額か

四、特許庁外の指定機関の活用

を、指定調査機関に行わせることができるものとする。るものとし、また、特許等の審査に必要な先行技術調査情報化業務を、指定情報処理機関に行わせることができ特許庁長官は、書面による手続に関し必要となる電子

五、罰則

する罰則について規定するものとする。 指定情報処理機関または指定調査機関の役職員等に関

六、要約書の導入

することとする。出するものとし、要約書の記載内容を特許公報等に掲載願人等は、発明または考案の要約書を願書に添付して提願人等法」及び「実用新案法」を一部改正し、特許出

委員長報告

特例に関する法律案につきまして、商工委員会における審ただいま議題となりました工業所有権に関する手続等の

査の経過と結果を御報告申し上げます。

ます。特許・実用新案の審査などに要する期間が長期化しており特許・実用新案の審査などに要する期間が長期化しており出願の内容も高度化かつ複雑化してきており、そのために等を背景に、工業所有権に関する出願件数が増大し、その最近、我が国におきましては、技術水準の飛躍的な向上

関係四法の特例を定めようとするものであります。円滑な処理及び情報の利用の促進を図るため、工業所有権ン・システムの使用等により、工業所有権に関する手続の本法律案は、こうした状況に対処し、いわゆるオンライ

譲ります。

・
な質疑が行われましたが、その詳細は会議録にいて、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録にの安全対策、工業所有権をめぐる国際情勢等の諸問題につ審査官等の増員及び待遇改善、ペーパーレスシステムとそ審負会におきましては、従来の書面出願の取扱い、電子委員会におきましては、従来の書面出願の取扱い、電子

ました。 全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたし 質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は、

低減に努めること等八項目の附帯決議を行いました。なお、本法律案に対し、書面による出願に要する費用の

以上、御報告申し上げます。

法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する

要旨

務を追加する等所要の改正を行おうとするものである。 ・大学ない、当該地域における特定事業の等し付けを行う業 ・大学の配置の適正化に資することにかんがみ、地域振興整 ・大学に進地域への特定事業事業所等の移転を特に促進 ・大学に進地域への特定事業事業所等の移転を特に促進 ・大学に進地域への特定事業事業所等の移転を特に促進 ・大学に進力のでは、 ・大学におけるこうした経済的環境の変化に対応 ・大学にといる。本 ・大学にはは、 ・大学には、 ・大学にといる。本 ・大学には、 ・大学には、 ・大学にといる。 ・大学には、 ・大学にといる。 ・大学には、 ・大学にといる。 ・大学には、 ・大学には、 ・大学にといる。 ・大学には、 ・大学には、 ・大学にといる。 ・大学には、 ・大学には、 ・大学には、 ・大学にといる。 ・大学には、 ・

委員長報告

御報告申し上げます。 案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律ただいま議題となりました地域産業の高度化に寄与する

り、東京都と地方圏との格差の拡大はますます深刻になっ諸機能の東京一極集中の傾向は、依然として進行してお

を追加する等の措置を講じようとするものであります。本法律案は、このような状況に対応して、研究所やソフております。

は会議録に譲ります。の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細政策と地方自治体の財政負担、承認集積促進地域の現状等委員会におきましては、東京一極集中の背景、産業立地

川委員より反対の意見が述べられました。質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

おり可決すべきものと決定いたしました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案ど

以上、御報告申し上げます。

商品取引所法の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

要旨

は次のとおりである。
「「一大のとおりである。」
「「大のとおりである。」
「大のとおりである。
「本法律案は、商品市場をめぐる内外の諸情勢に対応して、本法律案は、商品市場をめぐる内外の諸情勢に対応して、

一、商品の定義の変更等

による先物取引等新種の取引を導入する。引として指数先物取引、オプション取引、現金決済方式商品、商品市場等の定義を変更するとともに、先物取

二、私設先物市場の開設禁止規定の整備

商品の定義の変更等に伴い、商品市場類似施設の開設

三、試験的上場制度の導入

禁止規定を整備する。

うにする。 立時期及び商品市場の開設期限を設けることができるよ入及び上場の取消しが可能となるよう、商品取引所の存為品の上場を円滑かつ的確に行うため、試験上場の導

四、外国法人等への会員資格付与等

定すること等商品取引員制度も併せて整備する。 るほか、 外国法人等が会員となれるよう会員資格要件を整備す 一定要件に該当する商品取引員は株式会社に限

Ę 商品取引員協会の設立

品取引員を会員とする商品取引員協会を設立できるよう 受託業務に関する苦情の解決等の業務を行うため、商

六、取引資格の拡大及びクリアリングハウスの選択的導入 うにするほか、商品取引所みずからが、会員に代わって 取引決済における当事者となりうる方式(クリアリング 該商品取引所の会員以外の者にも与えることができるよ 商品市場における取引資格を、一定要件に該当する当

委託者保護の強化

ハウス)を導入することができるようにする。

処理体制の整備等を行う。 の導入、受託業務保証金制度の改善、商品取引所の紛争 外務員登録制の整備、受託に係る財産の分離保管制度

八、合併規定の整備

続き、効果、登記等について所要の規定を設ける。 商品取引所の合併が可能となるよう、合併の要件、

九、罰則

過料規定については、その額を引き上げる。 一定事項につき新たに罰則を設けるほか、 既存の罰金、

十、施行日

起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日 本法律は、一部の規定を除き、平成二年十月一日から

から施行する。

刑罰の対象とする修正が行われた。 市場における取引の受託のため、風説の流布等行った者も 二条中「取引」の下に「若しくはその受託」を加え、商品 なお、本法律案は、衆議院において、罰則規定第百五十

委員長報告

る法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と 結果を御報告申し上げます。 ただいま議題となりました商品取引所法の一部を改正す

充実を図りつつ、我が国商品市場が国際的に通用する先物 託に係る財産の分離保管制度の導入等委託者保護の一層の 市場の整備に必要なオプション取引等新種の取り引きの導 に対応するため、私設先物市場の開設禁止規定の整備、受 の必要性の高まり、海外における先物取引の発展等に適切 本法律案は、商品価格変動リスクの増大とリスクヘッジ

受託」を加える修正が行われております。きまして罰則の該当事項に商品取引市場における「取引の措置を講じようとするものであります。なお、衆議院にお入、試験上場制度の創設、外国法人への会員資格付与等の

細は会議録に譲ります。等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳場機能への影響、商品取引員協会設立とその運営のあり方用、不当な勧誘行為と罰則のあり方、新型取引が及ぼす市用、不当な勧誘行為と罰則のあり方、新型取引が及ぼす市の過点にあきましては、委託者財産の分離保管の適正運

川委員より反対の意見が述べられました。 質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

おり、可決すべきものと決定いたしました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって、原案ど

う、商品取引所制度の適正な運営に一層努めること等五項なお、本法律案に対し、委託者保護の充実が図られるよ

目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

容は次のとおりである。本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情報化等を反応な次のとおりである。

一、営業秘密に係る不正行為の差止請求権

ができるものとする。 秘密として管理されている事業活動に有用な技術上ま 秘密をお取、詐欺等の不正な手段により取得、使用、開 示する行為、不正な利益を図る目的または保有者に損害 を加える目的で営業秘密を使用、開示する行為等の不正な ができるものとする。

二、営業秘密に係る不正行為の差止めに必要な措置の請求

係る不正行為を組成した物、使用した設備等の廃棄その保有者は、一の差止請求を行うに際して、営業秘密に

置を請求することができるものとする。 他の営業秘密に係る不正行為の停止又は予防に必要な措

三、営業秘密に係る不正行為者の損害賠償責任

する責に任ずるものとする。 密に係る不正行為によって害した者は、その損害を賠償 故意または過失によって他人の営業上の利益を営業秘

四、営業秘密に係る不正行為に係る信用回復の措置 を害した者に対し、裁判所は、被害者の請求により、損 回復するために必要な措置を命じることができるものと 害賠償に代えまたは損害賠償とともに、営業上の信用を 営業秘密に係る不正行為によって他人の営業上の信用

五、その他

罰金を引き上げる。 関する規定を設け、 た者の保護に関する規定、差止請求権の短期消滅時効に 不正行為の存在に善意・無重過失で営業秘密を取得し 原産地を虚偽表示した者等に対する

委員長報告

する法律案につきまして、 ただいま議題となりました不正競争防止法の一部を改正 商工委員会における審査の経過

と結果を御報告申し上げます。

損害賠償請求権、信用回復の措置等を認めようとするもの 手段として営業秘密の保有者に不正競争行為の差止請求権、 ため、営業秘密の不正な取得行為等に対する民事的な救済 るとともに、知的財産分野における国際的な要請に応える であります。 い、営業秘密を保護する必要が高まっている現状に対応す 本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情報化等に伴

録に譲ります。 題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議 る営業秘密の範囲、本法と改正刑法草案との関係等の諸問 由、職業選択の自由に及ぼす影響、本法によって保護され 委員会におきましては、営業秘密の保護が営業活動の自

川委員より反対の意見が述べられました。 質疑を終わり、討論に入りましたところ、 日本共産党市

どおり可決すべきものと決定致しました。 次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもって、原案

以上御報告いたします。